

盛岡広域振興局長告示第67号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成22年11月9日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0330133117	盛岡市	盛岡市立病院	盛岡市本宮字小屋敷15番地1	平成22年5月31日

2 介護予防通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0330133117	盛岡市	盛岡市立病院	盛岡市本宮字小屋敷15番地1	平成22年5月31日